H30.3.23

農林水産省

ホットラインに提出されたご提案	昨年 11 月 30 日の提案に対する回答	当省の対応状況
①認定の教習施設でのオペレーター	(一社)農林水産航空協会のみが行っていた	1 教習に関し、左記の実施施設の多元化に加え、以下の簡素化を
教習や認定整備事業所での機体の	オペレーターの認定や機体の登録等の業務を、	今月中に公表予定。
整備等が必要であり、事業の自由度	他の機関等でも行うことができるよう、平成	〇 オペレーターの認定について、機種別(ドローンで 13 機種)か
を狭くしている。	29 年 4 月 1 日付けで「空中散布等における無	ら、無人へリとドローンの2区分とする。
	人航空機利用技術指導指針」(以下「指導指針」	〇 教習施設の指定について、①立入調査をやめ、書面審査のみと
	という)を改正。	する。②教官の常設はしなくても派遣で可とする。(これにより、
		農業高校や農業大学校も教習施設として指定可。)
		2 整備事業所の認定について、立入調査をやめ、書面審査のみと
		する。
②国土交通省への許可・承認等が必	ドローンによる農薬散布は航空法第 132 条	
要。常識的な飛行範囲内での規制緩	の2において事前に国土交通大臣の承認が必	
和を行い、活用場面を広げることが	要。農林水産省はこの承認の円滑化のため、登	_
必要。	録認定等機関による代行申請の仕組みを設定。	
③空中散布の際、オペレーターとナビ	農薬散布は物件を投下する行為となるため、	「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」(国土交通省
ゲーターの2名が必要。1名での運	国土交通省通知により、飛行を行う場合には、	航空局長通知)において、遠隔操作による物件投下の飛行について
用や、GPS等の活用によるローコ	投下する場所に人や物件が無いことの確認や、	は、オペレーターとナビゲーターによる最小2名の体制での実施が
ストオペレーションへの規制緩和	当該場所に人が立ち入らないよう監視する必	必要とされ、その旨指導。
が必要。	要がある。	自動操縦による同飛行にあっては、離陸後オペレーターによる操
	このため、原則、操縦者の他に飛行経路上の	縦が実質的に不要となり (緊急時の操作介入のみ)、オペレーター自
	周辺を監視する補助者の配置が必要。	身が飛行状況を監視する役割を担えるなどの機能を有する機体を使
	ただし、無人航空機の機能・性能、飛行させ	用する場合にあっては、オペレーターがナビゲーターを兼任する形
	る者の飛行経歴等、安全を確保するために必要	で1名による体制とするよう国土交通省に検討を依頼中。
	な体制等とあわせて総合的に判断し、航空機の	
	航行の安全並びに地上・水上の人の安全が損な	
	われる恐れが無いと認められる場合は、柔軟に	
	対応することも可能。	